

要介護認定について

- 「介護保険制度の見直しに関する意見」（第 54 回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長し、簡素化する。

- 現行の要支援認定に係る有効期間が最大 12 か月であることから、市町村において新しい総合事業を実施後、基本的に 1 年間で利用者全員が新しい総合事業に移行する仕組みとしている。そのため、市町村全域で新しい総合事業を実施した自治体に限り、認定期間の上限を 24 か月にすることとしたものである。

- なお、転居の場合は、従来通り、新規申請の取扱いとなることから、転入先市町村において定める有効期間については、6 か月間（月途中の申請の場合は、その月の月末までの期間＋6 か月間）を基本とし、3 か月間から 12 か月間の範囲で有効期間を設定できるものとする。

〔参考〕 要介護認定に係る有効期間の見直しについて（案）

社保審－介護給付費分科会

第 110 回（H26.10.15） 資料 4

1. 基本的な考え方

「介護保険制度の見直しに関する意見」（第 54 回社会保障審議会介護保険部会）を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則 12 か月、上限 24 か月に延長し、簡素化する。

2. 具体的内容

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号）に規定する有効期間について、以下の通り改正する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を市町村全域で実施している場合に限り、改正内容を適用することとする。

申請区分等	現行		改正案		
	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	
新規申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
区分変更申請	6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月	
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

※運用の例

- (例 1) 平成 27 年度から市内全域で総合事業を実施する場合。
⇒平成 27 年度当初から改正内容を適用することとなる。
- (例 2) 平成 27 年度は市町村内のあるエリアから事業を実施し、平成 28 年度から全てのエリアで事業を開始した場合。
⇒平成 28 年度当初から改正内容を適用することとなる。
- (例 3) 平成 27 年度は市町村内の全域で事業実施の準備をするが、総合事業によるサービスの利用を希望する者のみ事業に移行し、それ以外は予防給付を継続。その後、平成 28 年度に事業を全域で実施し、それ以降は希望にかかわらず、認定期間が切れ、更新をする者から事業に移行する場合。
⇒平成 28 年度当初から改正内容を適用することとなる。
- (例 4) 平成 29 年度から市内全域で総合事業を実施する場合。
⇒平成 29 年度当初から改正内容を適用することとなる。